

盛土規制法の許可を取得された方へ

盛土、切土又は堆積の面積が**3,000m²以上**の場合は、



※土砂条例の届出等が必要です

※土砂条例：福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例

対象者

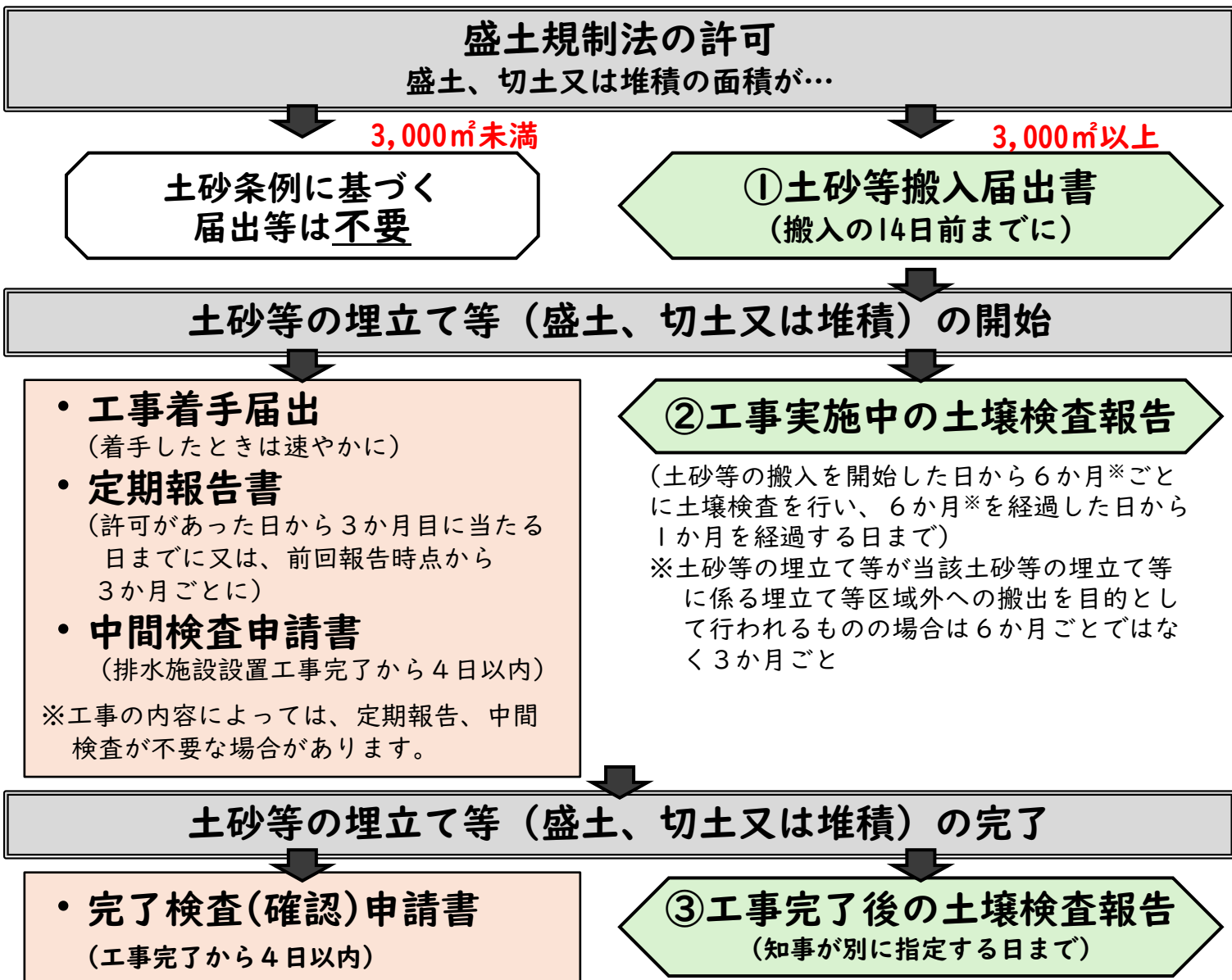
- ・令和7年8月1日以降に盛土規制法の許可申請を行い、許可取得後に盛土、切土又は堆積の面積が**3,000m²以上**となる工事を行う方

必要な届出

- ・①土砂等搬入届出書、②土壤検査報告書(工事実施中)、③土壤検査報告書(工事完了後)の**3届出**

許可、届出等のフロー

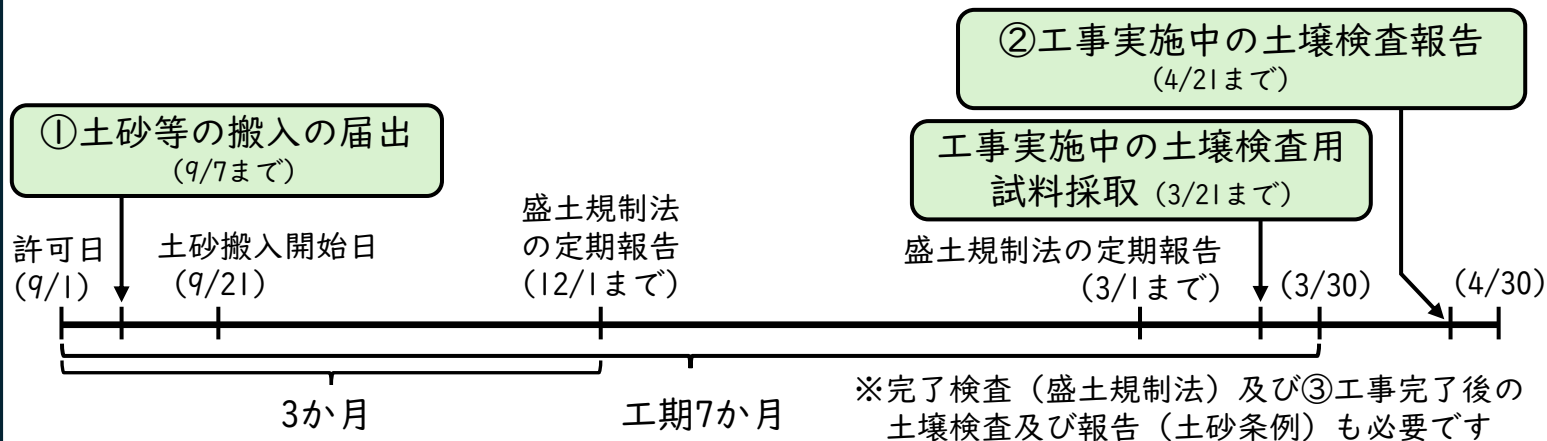
□：盛土規制法に基づく手続
◇：提出が必要な土砂条例関係の届出等



※検査試料とする土砂等の採取は、工事完了後、遅滞なく行ってください。

届出等の提出時期イメージ

例: 9/1に盛土規制法の許可を受け、4/30まで工事を行う場合



許可申請、届出等窓口

埋立て等を実施する地区	盛土規制法関係		土砂条例関係	
	窓口	住所等	窓口	住所等
福島市	福島市 都市政策部 開発建築指導課	福島市五老内町3-1	生活環境部 水・大気環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話： 024-521-2721
郡山市	郡山市 都市構想部 開発建築法務課	郡山市朝日1-32-7		
いわき市	いわき市 都市建設部 建築指導課	いわき市平字梅本21		
県北 (二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡)	県北建設事務所 総務部行政課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎6階 電話： 024-521-2498	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎4階 電話： 024-521-2721
県中 (須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡)	県中建設事務所 総務部 行政課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1 郡山合同庁舎北分庁舎2階 電話： 024-935-1329	県中地方振興局 県民環境部 環境課	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1 郡山合同庁舎2階 電話： 024-935-1503
県南 (白河市 西白河郡 東白川郡)	県南建設事務所 総務部 行政課	〒961-0971 白河市昭和町269番地 白河合同庁舎2階 電話： 0248-23-1616	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒961-0971 白河市昭和町269 白河合同庁舎3階 電話： 0248-23-1421
会津 (会津若松市 河沼郡 大沼郡)	会津若松 建設事務所 総務部 行政課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5 会津若松合同庁舎新館3階 電話： 0242-29-5427	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5 会津若松合同庁舎新館2階 電話： 0242-29-3912
会津 (喜多方市 耶麻郡)	喜多方建設事務所 総務部 行政課	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下 天神6-3 喜多方合同庁舎2階 電話番号： 0241-24-5712		
南会津 (南会津郡)	南会津建設事務所 総務部 総務課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根 小屋甲4277-1 南会津合同庁舎3階 電話： 0241-62-5306	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字 根小屋甲4277-1 南会津合同庁舎2階 電話： 0241-62-2062
相双 (相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡)	相双建設事務所 総務部 行政課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 南相馬合同庁舎南庁舎2階 電話： 0244-26-1207	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30 南相馬合同庁舎1階 電話： 0244-26-1232